

2022 年度

安全報告書

本報告書は、航空法第 111 条の 6、並びにこれに基づく
航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成しました。

スカイネットアカデミー株式会社

「2022年度 安全報告書」の発行にあたりまして

平素は、スカイネットアカデミー株式会社をご利用頂き、誠にありがとうございます。

私たちは、航空機の安全運航は、航空事業を営む企業の社会的責務であると考えています。これが企業運営の大原則、重要な基盤であることを認識し、これまで以上にお客様と社会からの信頼をより確かなものとするため、全社員一人一人が自らの役割と責任を自覚し、全員が一丸となって安全活動に取り組んでおります。

この度「2022年度 安全報告書」を作成するにあたり、社員全員が安全運航の維持・向上に決意を新たにし、さらなる安全活動の徹底に努める所存でございます。是非本書をご一読いただき、当社の安全活動に対する取り組み等をご理解いただくとともに、より一層のご指導、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2023年9月

スカイネットアカデミー株式会社

代表取締役社長 服部 浩行

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第1項 第1号)

スカイネットアカデミー安全方針

安全の維持を組織の最優先事項とする。

スカイネットアカデミー安全三原則

1. 安全は経営の基本である
2. 操縦士は安全を守ることに誇りを持って
3. 完全なる整備は安全の礎となる

当社では経営方針の筆頭に**安全運航に徹する**ことを掲げています。

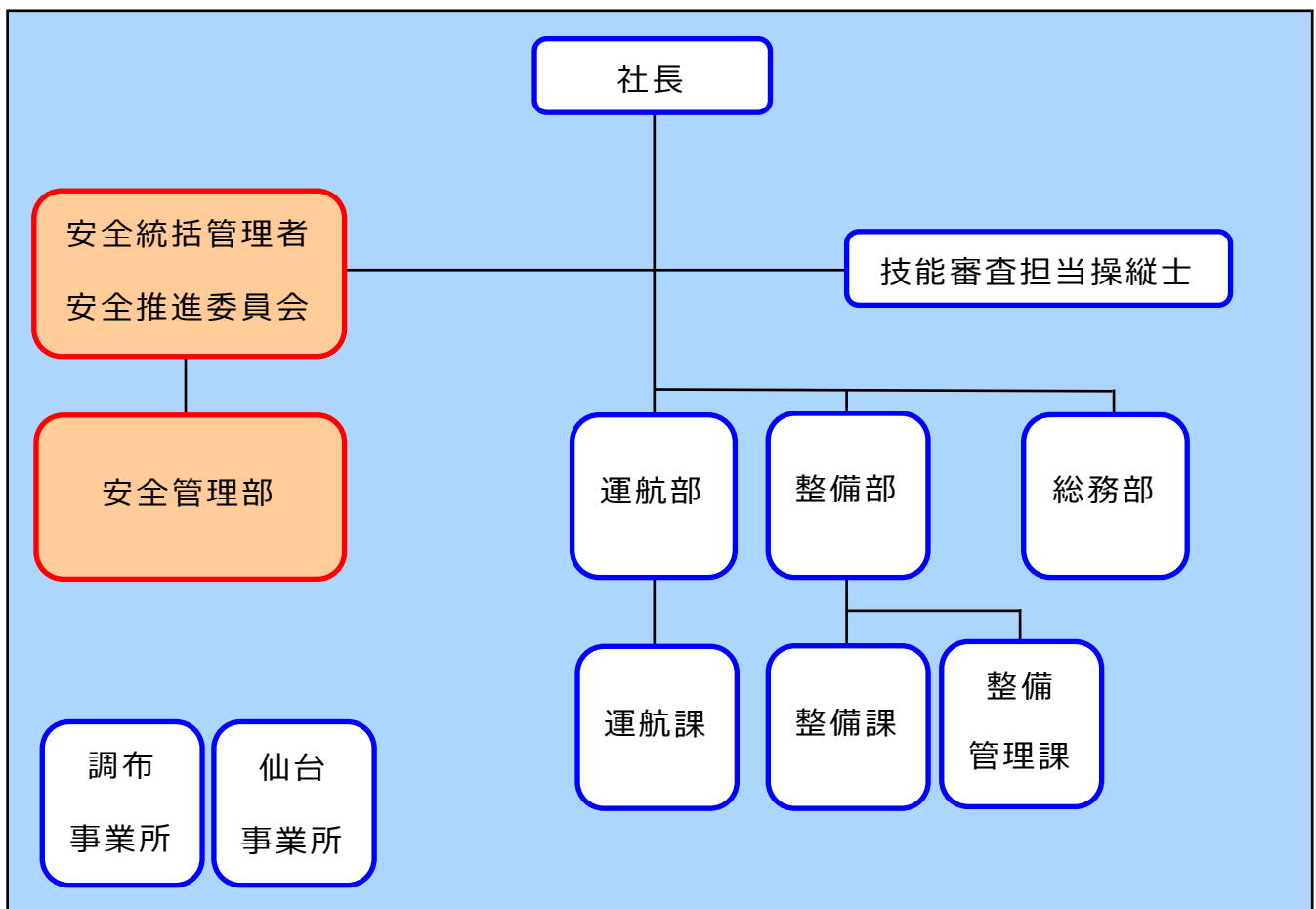
すべての社員が「安全を無視した経営は成り立たない」ということを自覚・認識し、これを具体的に**安全三原則**として、安全運航推進を行っております。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第1項 第2号)

(2) 安全確保に関する組織の機能及び人員に関する情報 (令和5年3月末現在)

ア. 全体組織及び安全確保に関する組織図



イ. 安全確保に関する組織の機能・役割

・安全推進委員会

安全推進委員会は、安全管理体制において各部門から独立した上位の機関とし、安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たしています。

この委員会を通じ、会社の安全管理体制に関する問題点及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図り安全施策の決定を行っています。

・安全管理部

安全管理部は、安全統括管理者、安全推進委員会の統括のもと、安全に係る情報を収集し、各部門に対して伝達しています。安全に関する情報を安全管理部にて一元的に扱うことにより、各部門が情報を共有し、全社的に安全意識の向上を図っております。

ウ. 航空機乗組員及び整備従事者の人員数

航空機乗組員	整備従事者
8名	6名

エ. 運航管理担当者の人員数及び整備従事者のうち有資格整備士の人員数

運航管理従事者	有資格整備士
8名	5名

(2) 日常運航の支援体制

ア. 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領:空航第58号」、「整備規程審査要領:空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領:空機第68号及び69号」により定められており、これに従って実施しております。

これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

イ. 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

I 教官ミーティング（運航部門）

日常運航において不具合が発生した場合、機長は直ちに運航管理担当者及び整備士に状況を報告します。事後、部門全体ミーティング(教官ミーティング)を開催し、問題点、改善策を検討します。参加者は必要に応じて、安全管理部門、整備部門、営業部門等を交えて多角的な検討を行います。

これらで得られた情報は、社内メール及び社内回覧として掲示され、社員がいつでも閲覧出来るようになっていきます。

II ツールボックスミーティング（整備部門）

日々の整備作業において、業務開始前後に作業の内容や方法・段取り・問題点について話し合い、指示伝達を行います。不具合に関しましては、発生頻度および同型機での再現の可能性などから技術検討を要すると判断される場合、整備通報（MSI）を発行し社員に内容を周知し再発防止に努めております。

Ⅲ その他安全のための社内啓蒙活動の取り組み

- ・ 各種講習会に参加し、安全に関する情報の積極的な収集を行う
- ・ 各種安全情報の社内共有化、電子化を進める
- ・ 社内安全教育の実施

ウ. 使用している航空機に関する情報（令和4年. 4. 1 ~ 令和5. 3. 31実績）

機種	機数	座席数	年間総飛行時間	導入開始	平均機齢
セスナ172	3	4	799時間	2010年	11
DA42	2	4	392時間	2017年	15

3. 航空法第 111 条の 4 の規定による報告に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第1項 第3号)

(1) 総件数： 0 件

(2) 主要な事態（安全上の重大性や社会的な反響が大きかった事態）

該当する事態はありません。

(3) トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線別の発生状況等参考となるデータ

- ・ 航空事故 : 該当事項はありません
- ・ 重大インシデント : 該当事項はありません
- ・ その他安全上のトラブル : 該当事項はありません

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第1項 第4号)

(1) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合、それに関して講じた措置

国から受けた事業改善命令等はありません。

(2) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況

全社員が関連法令及び社内における各規程を遵守し、航空の安全確保について維持・向上を目指して取り組み、重大インシデント及び航空機事故の発生0件を達成いたしました。

5. 2023年（令和5年度）安全目標・各部目標まとめ

（1）2023年度安全目標

ア. 全体目標

重大インシデント発生0件の継続（3,652日、10年目）

航空機事故発生0件の継続（3,652日、10年目）

イ. 各部門安全目標

【運航部】

- ・ヒヤリハット報告等、安全に関する報告を積極的に行う（目標:月間5件）
- ・少しでも不安や違和感を覚えたら運航を中断し安全に関する報告として挙げる

【整備部】

- ・整備作業に起因する事故・重大インシデント0件の継続
 - 事故・重大インシデント0件
- ・「技術・知識の伝承」の向上
 - 1Q以内ごとに1人1件以上（通期32件以上）
 - 毎月1回の定期MTGを開催（毎月第一週水曜）

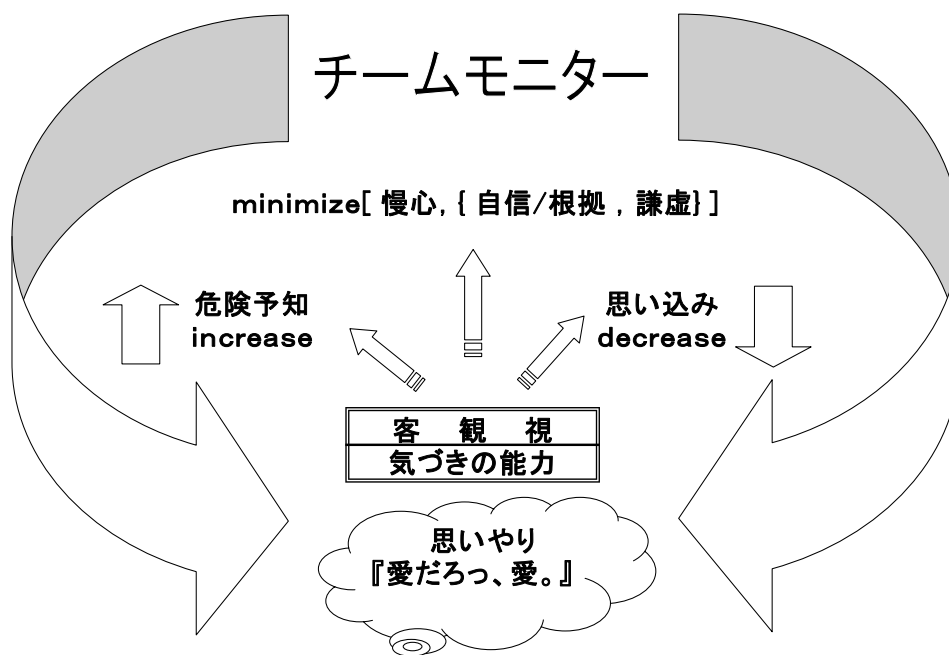
【安全管理部】

安全運航（全社安全目標を達成、安全管理システムの正常稼働）を推進する。

- ・安全推進委員会の正常稼働（目標:6回/年）
- ・ヒヤリハット全件評価完了、対策方針提示とフォロー（目標:提出全件）
- ・各部内部監査、定期立入監査、完了と課題洗出し、対策
- ・緊急・救難対応訓練実施と正常稼働確認。課題洗出しと対策（目標:1回/年）

(2) その他、全社員安全への取り組み

航空法第103条に規定される基本事項を確認するとともに、当社の「安全三原則」を毎年度の安全目標の要とし、さらにチームモニターを実施することで全社一丸となって安全運航に取り組み、目標達成に努めます。



社員個人は、物事を「客観視」し、「気づきの能力」を高めることで、エラーの原因の一つである「思い込み」を排除し、「危険予知」能力を高め、さらに「根拠」に基づいた「自信」と「謙虚」さで「慢心」を極小化する。

上図は、これらを役職員全員でモニターしフィードバックさせ、更にその能力を高め安全運航に寄与するためのフローです。

- 以上 -